

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定の変更に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）施行令 8 条 2 項の規定に基づき、令和元年 7 月 19 日付けで行った手帳の更新決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2 級への変更を求めるものと解される。

### 第 3 請求人の主張

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

精神で病院に入院したことが書いていない。自殺願望があり何度か自殺を図ったことが書いていない。よって本件処分は、違法・不当である。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日     | 審議経過         |
|-----------|--------------|
| 令和2年3月5日  | 諮問           |
| 令和2年6月25日 | 審議（第44回第3部会） |
| 令和2年7月30日 | 審議（第45回第3部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を定め、同条4項は、手帳の交付を受けた者は2年ごとに同条2項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を定める。

法施行令（法45条2項にいう政令）6条は、「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二

つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

- (2) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされ、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから（法45条4項及び法施行規則28条1項）、更新申請に係る本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書には、主たる精神障害として「双極性感情障害 ICDコード（F31.9）」が、従たる精神障害として「不安障害 ICDコード（F41.9）」が記載されている（別紙1・1）。

主たる精神障害である「双極性感情障害」は、判定基準によれば「気分（感情）障害」に該当する。他方、従たる精神障害の「不安障害」は、判定基準の「その他の精神疾患」に該当するが、症状の関連性から、上記「双極性感情障害」と同様、「気分（感情）障害」に準ずるものとして判断するのが相当である（判定基準参照）。

判定基準によれば、「気分（感情）障害」による機能障害につ

いて、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄（別紙1・3）には、「大学3年時の夏休み中に〇〇病院を受診され、抗うつ薬を中心に加療開始となった。平成2年12月22日から他院へ転院し、平成9年11月15日から15年1月29日の間に〇〇クリニックに通院する。引きこもり、不眠、気分低下、感情失禁がつづく。そう状態と抑うつ状態をくり返した。又、筋肉痛、関節痛で複数の医療機関を受診するも不明と診断に至り、平成22年8月5日当院初診。以後、現在通院加療中である。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）には、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）、躁状態（感情高揚・易刺激性）、情動及び行動の障害（その他（気分変動））、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）、その他（睡眠障害）」と記載され、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）には、「倦怠感、抑うつ感、不安感が主要症状。環境のストレスにより左右される事が大きい。諸症状には波がかな

りある。」と記載され、「検査所見」欄（別紙1・5）には、「特記事項なし」と記載されている。

さらに、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「精神障害（抑うつ）の程度が悪く、ストレスがかかると不穏になりやすい。」と記載され、就労状況については「その他（無職）」と記載され、備考欄（別紙1・9）には、記載がない。

これらの記載によれば、請求人の機能障害の状態は、気分変動のある病相期を伴い、抑うつ気分や不安が認められることからすれば、社会生活には一定程度の制限を受けるものの、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほどこれらの症状が著しいとまでは判断し難い。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によれば、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」（2級）とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね1級の区分に該当し得るともいえる。そして、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）では、判定基準において障害等級3級相当とされる「おおむねできるが援助が必要」が8項目中2項目、同2

級相当とされる「援助があればできる」が2項目、同1級相当とされる「できない」が4項目記載されている。「6の具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「精神障害（抑うつ）の程度が悪く、ストレスがかかると不穏になりやすい。」との記載があり、就労状況については、「その他（無職）」と記載されている。しかし、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）における「援助があればできる」に係る援助の具体的な記載はなく、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）における援助の具体的な記載も認められない。

以上によれば、請求人は、精神疾患を有し、障害福祉サービス等を受けることなく（別紙1・8）、単身で在宅での生活を維持し（別紙1・6・(1)）、通院治療を継続している状況と考えられ、そうすると、請求人の能力障害（活動制限）については、障害等級2級相当である「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認め難く、同3級に相当する「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2級）に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不

当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述（1・(2)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当であるから（2・(3)）、請求人の主張に理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）